

お 知 ら せ

平成24年3月28日
国土交通省中部地方整備局
入札監視委員会第二部会事務局

中部地方整備局入札監視委員会第二部会が第4回定例会議を開催 — 審 議 概 要 公 表 —

中部地方整備局入札監視委員会第二部会の平成23年度第4回定例会議を3月22日、中部地方整備局名古屋港湾事務所にて開催しました。

第二部会第4回定例会議では、発注工事等の中から抽出した4件の事案に係る一般競争の参加資格の設定等について審議を行いました。

入札監視委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、地方整備局長の委嘱に基づき設置された学識経験等で構成する第三者機関です。

当該委員会では、中立・公正な立場で客観的に入札及び契約手続きについて審議を行い、意見の具申又は勧告を行います。

以下、審議概要についてお知らせします。

1. 日時及び場所

日 時：平成24年3月22日（木）9時30分～11時30分

場 所：中部地方整備局名古屋港湾事務所 会議室

2. 審議概要

別紙のとおり

3. 配 布

中部地方整備局記者クラブ

4. 問い合わせ先

中部地方整備局総務部

契約管理官 笹岡 信正

電話 052-651-6263 (ダイヤルイン)

FAX 052-651-2770

別紙1

平成23年度 中部地方整備局 入札監視員会第二部会

第4回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成24年3月22日(木) 中部地方整備局名古屋港湾事務所		
委員	[部会長] 本間 靖規 (大学院教授) 矢野 和雄 (弁護士) 北野 利一 (大学院准教授)		
審議対象期間	平成23年10月1日～平成23年12月31日		
抽出案件数	総件数 4 件		
入札・契約方式	件数	工事名等	
工 事	一般競争入札 (政府調達適用)	0 件	平成23年度 四日市港霞ヶ浦北ふ頭地区道路(霞4号幹線)D・Eブロック舗装工事 平成23年度 清水港新興津泊地(-15m)土捨場雑工事
	一般競争入札 (政府調達適用外)	2 件	
	工事希望型競争入札	0 件	
	通常指名競争入札	0 件	
	随意契約	0 件	
建設コンサルタント業務等 一般競争入札	0 件		
建設コンサルタント業務等 簡易公募型競争入札	1 件	平成23年度 三河港防波堤(北)土質調査	
役務の提供等及び物品の製造等 一般競争入札	1 件	平成23年度 名古屋港出入管理情報システム筐体購入	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答	
	別紙1-2のとおり	別紙1-2のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	意見の具申又は勧告はなし。		

別紙1-2 委員からの意見・質問、それに対する回答等

1. 報告事項についての審議概要		
報告事項		
項目	意見・質問	回答
①工事の入札方式別発注一覧 ②建設コンサルタント業務等の入札方式別発注一覧 ③役務及び物品の入札方式別発注一覧 ④指名停止措置等の運用状況 ⑤談合情報等 ⑥再度入札における一位不調状況 ⑦工事種別ごとの低入札価格調査対象工事の発生状況	なし	

2. 抽出案件の審議概要		
会議の審議対象案件は、当番の委員が入札契約方式別に事務所毎の審議実績及び地域性、事業種別毎を考慮したうえで無作為抽出したものである。		
抽出案件	意見・質問	回答
1. 一般競争入札(政府調達適用外)		
平成23年度 四日市港霞ヶ浦北ふ頭地区道路(霞4号幹線)D・Eブロック舗装工事	15社中7社が入札無効であるが理由は何か。	入札価格が調査基準価格未満であったため、施工体制を確認するための調書の提出を求めましたが、7社とも提出を辞退したため、入札無効となったものです。
	入札調書で、価格が一番低かった社と落札者の加算点内訳について差があった点はどこか。	配置予定技術者が同種工事として従事していた工事での役職の違いや当局との災害協定の締結の有無により企業の施工能力等に評価差が生じています。
	7社が無効になっているが、原因の検証はしているか。	直接工事費については、ほぼ同額ですが、一般管理費等の諸経費の見積りに差が生じたものです。受注競争の激化により調査基準価格に近い金額での競争となったようです。
	本件は適正に処理された。	

2. 一般競争入札(政府調達適用外)

平成23年度 清水港 新興津泊地(-15m)土 捨場雑工事	1回目の入札で3社全てが予定価格を超過しているのはなぜか。	超過した3社について入札金額の積算内容を確認した結果、防砂シートの単価の考え方に差がありました。官積算の考え方を説明した上で2回目の入札を行いました。
	材料の品質的なものでシートの単価差が発生しているのか。	防砂シート加工を工場で実施するのか、現場で実施するのか等、積算の考え方の違いによる単価差があると思われます。
	2社が2回目の入札を辞退した理由はなぜか。	防砂シートのメーカーは複数あり、メーカー毎に単価は異なると思われます。このため、入札参加者が調達を予定していたメーカーと単価の面で折り合わなかったので辞退したのではないかと推測されます。
	本件は適正に処理された。	

3. 簡易公募型競争入札(建設コンサルタント業務等)

平成23年度 三河港 防波堤(北)土質調査	第三者照査技術者を報告できなかったのはなぜか。	入札結果からの推測ですが、手持ち業務量が少なく利益を削ってきたグループと、ある程度手持ち業務量があり利益をプラスしてきたグループに分かれているように見えます。手持ち業務量が少ないグループは結果として低入札になり、第三者照査の実施を見込むと、更に利益が少なくなるので辞退したのではないかと推測されます。
	入札額に1000万円も差があるのはなぜか。	調査場所が海上であることと、冬季で気象的に厳しい時期に実施する必要があり、拘束日数の考え方で差がついたのではないかと推測されます。
	本件は適正に処理された。	

4. 一般競争入札(役務の提供等及び物品の製造等)

平成23年度 名古屋港 出入管理情報システム 筐体購入	<p>事前に参加予定者は何社程度の見通しだったのか。また、本来C等級に対してB・Dに広げている理由は。</p>	<p>一般的に物品調達の場合、広く公募するという事で前後の等級に広げて運用しています。</p>
	<p>今回の調達にあたって、前回調達時の納入業者を調査したうえで発注するのではないのか。</p>	<p>互換性がある汎用品を調達するものなので、前回納入業者は特に調査していません。</p>
	<p>参加可能業者が多数にいる中で、参加が1社だったのはなぜか。よくあることなのか。</p>	<p>理由としては、汎用品であり、調達台数も少ないことから利益が見込めなかったのではないかと推察されます。他の事例でも汎用品の場合、公示の見落としや、数量が少ないことにより利益が見込めないことで参加者が少ないことが多くあります。</p>
	<p>平成22年度の工事の中で予備筐体も含めて調達しておけばよかったのではないのか。</p>	<p>平成23年度の検証の中で、予備筐体の必要台数を見極めて、今回調達したものです。</p>
	<p>本件は適正に処理された。</p>	

5. その他

	<p>なし</p>	
--	-----------	--